

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 第 326 回理事会 議事録

社会福祉法第 45 条の 14 第 9 項において準用する一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第 96 条の規定に基づき、下記のとおり理事会の決議があったものとみなされたので、理事全員の同意があったこと及び監事全員の異議がなかったことを証するため、本議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

記

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 1 号議案 副会長の選定に関する件

2 決議事項を提案した者の氏名

会長 小畑 英明

3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和 5 年 8 月 3 日

4 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

常務理事 ㊟